

第 9 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和6年3月13日午前9時25分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（24名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 洋 子	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子	15 番 外 岡 健 寿
16 番 雨 貝 裕	17 番 関 成一	18 番 高 安 幸 一
19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉	21 番 今 関 征 一
22 番 浅 井 紘 一	23 番 加 倉 井 幸 夫	24 番 高 橋 基

欠席委員（なし）

事務局

事 務 局 長	吉 川 正 浩	次 長	久 米 茂
副 参 事 兼 次 長 補 佐 兼 調 査 広 報 係 長	岩 間 雅 徳	農 地 係 長	谷 津 知 一
農 地 係	塚 田 一 平	農 地 係	野 村 俊 貴
農 地 係	青 木 貴		

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について
- 議案第8号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第9号 農地の賃借料情報の提供に対する承認について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 農地法第18条第6項の通知について

会 議 の 概 要

事務局 それでは、会長、開会をお願いします。

会 長 皆さん、おはようございます。

2か月ぶりの総会出席になってしまいました。非常に不本意ではありますが、実は、私は12月にけがをしまして、額を手術しました。それが多分原因だろうと思いますが、1月の後半から体調を崩しまして、2月に入って救急車で病院に搬送されました。いろいろ原因が分からなかったんですが、分かったのは、雑菌が体に入っているということで、それが内臓に着床しないで、ずっと上から降りて来て、人間は歩くときや走るときに持ち上げる腸腰筋という部位があるんですね。そこが膿瘍を起こしたということで、手術で採らないでずっと抗生剤を使って点滴を6時間おきにやっていたんですが、それではいつまでも退院できないので、今は6時間おきに抗生剤を飲んでこうして総会に出られるようになりました。

不在の間、いろいろご迷惑をおかけしたことに對しましても、非常にここで申し訳ないなという気持ちと、それからまた親和会や皆様からお見舞いをいただきまして、本当にありがとうございました。

これからは、けがに注意をしながら、人間は本当に弱い動物ですので、初期のそういったどんなけがでも雑菌が体に入ったときに対応できるような頑強な体力があれば大丈夫だったと思うのですが、私の場合は、たまたまそういう形で入院を余儀なくされましたので、本当に皆様にはご迷惑をおかけしました。これからもどうぞよろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、ただいまより第9回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員出席しております。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは異議なしと認め、署名人には、17番の関成一委員、そして18番の高安幸一委員、よろしくお願ひいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が32件、農地法第4条の審議案件が3件、農地法第5条の審議案件が21件、土地現況証明が1件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が10件、農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が16件、農地法第18条第6項の通知が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして87件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を10番の皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項、第2項、第3項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項、第2項、第3項は関連がありますので、併せてご説明いたします。

第1項、第2項、第3項ともに契約内容は売買であります。受人は、自作地に隣接または近接し耕作に便利のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。

農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番、軍地です。

第1項、第2項とも調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

安委員 9番、安です。第3項の谷田町の件です。調査検討をした結果、法令に照らして許可相当であると思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。調査検討をした結果、法令に照らして許可相当だと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討をした結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番、加倉井です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願

いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番、加倉井です。

この件につきましても、調査検討をした結果、法令に照らし許可相当と思われま
るので、よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

加倉井委員 23番、加倉井です。

調査検討をした結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番，関です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をよろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく願
ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，16項及び17項は関連がありますので，まとめて上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項と第17項は関連がありますので，併せてご説明いたします。

第16項，第17項ともに契約内容は交換であります。それぞれの受人は，土地改良事
業による自作予定地に隣接し耕作に便利のため申請地を交換し耕作したい旨の申請で
あります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たし
ていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番，雨貝です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議よろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番，雨貝です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当だと思われま。皆様のご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番，雨貝です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当だと思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第20項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第

2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番，高橋です。

対象の地番がいっぱいありますが、これは川又・小泉地区ということで土地改良事業の中に入っていますので、基盤整備の換地で1，2筆にまとまるということでした。調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番，高橋です。

受人の住所は百合が丘になっていますが、川又に実家があるということで実家で確認してもらいました。調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番、高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第25項を上程いたします。
事務局から説明をいたさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第26項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第26項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第27項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第27項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番、飛田です。

この案件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第28項及び第29項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第17項は関連がありますので、併せて上程いたします。

事務局からまとめて説明をいたさせます。

事務局 第28項、第29項、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についての第17項でございますが、営農型太陽光発電設備を設置する目的で関連がございますので、まとめてご説明いたします。

第28項でございますが、契約内容は使用貸借でございます。借人は経営規模拡大のため営農型太陽光発電設備のある農地を借り受けて耕作する申請でございます。今までは利用権で耕作しておりましたが、更新に合わせて3条での手続で耕作したい旨の申請でございます。

第29項でございますが、令和3年2月に許可を得て営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、継続して設置するために区分地上権を設定したい旨の申請でございます。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の17項、議案書の12ページの最上段の説明でございます。契約内容は、賃貸借による区分地上権の設定でございます。賃借人は令和3年2月に許可を得て再生可能エネルギーの固定価格買取制度により営農型太陽光発電設備を設置しておりますが、引き続き設置したい旨の申請でございます。営農者の作付け作物は榊でございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、営農型太陽光発電設備に関する農林水産省通知により、一時転用として設置できるものとなっております。期間満了後の再許可につきましては、「それまでの転用期間において、営農型太陽光発電設備の下部の農地での営農状況を十分勘案して総合的に判断するものとする」とされております。

説明は以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討した結果、これまでの期間、申請地は通り沿いなので、まめに確認していたんですが、営農状況が悪かったことから更新申請に際し少し手を入れたようではありますが、榊が草で見えないような状態で、営農状況報告書で指摘がなされており、営農状況の改善がされたことを確認した上で判断すべきと考えるため、今回は保留が妥当だと思います。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 ただいま関係委員から保留というご意見が出ていますが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしでよろしいですね。それでは、異議なしとのごことでございますので、保留ということで決定いたします。

次に、第30項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第30項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 20番、深谷です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第31項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第31項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番、外岡です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われ
ます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いた
します。

次に、第32項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第32項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第
2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

岡田委員 1番、岡田です。

調査検討をした結果、法令に照らし許可相当だと思われ
ます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いた
します。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

まず、第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は、議案書のとおり是正するため、始末書を添え
ての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 18番, 高安です。

現地を調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが, 内容は, 議案書のとおり是正するため, 始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 17番, 関です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 宅地や線路に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番，雨谷克己です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしく
お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

まず，第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地
に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。
なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ておりま
す。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 13番，軍地です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろ
しくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、市街化区域に隣接した小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らして許可相当であると思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

この件なんです、太陽光発電設備で私たちの担当区域を含め9件の申請が出ているようです。それで、調査検討したところ、法令に照らし許可相当ということなのです。

が、事業者からの工程表が提出されているようなので、委員の皆様に見てもらって、ご審議いただきたく思います。

事務局 （資料配付）

議 長 それでは、この今お手元に配付された資料について、事務局で説明をお願いします。

事務局 資料と併せましてヒアリングしました内容をお伝えさせていただきます。

当該転用事業者から9件の太陽光発電設備の転用申請があり、今後も継続して転用案件を多数予定しているということです。以前に道路等を損傷した経緯もあったことから、実際の工事をどの施工会社がどのような工程で工事を行う予定なのかを示していただいたものでございます。

今回は9件を2社の会社で施工予定とのことであり、最上段の1件が1事業者であり、2段目以降の8件をまとめて別の事業者が施工する予定でございます。最上段の施工会社は、基は転用事業主の社員が独立した会社と聞いており、水戸市での工事实績のある会社でございます。8件をまとめて施工する会社でございますが、社員数100名以上を有する会社であり、現場監督ができる者が10名以上いる会社と伺っております。水戸市の実績までは確認できておりませんが、転用申請者の工事においては、水戸市の周辺の市町村では事業実績があるようです。

表の下枠外の記載内容でございますが、会社は設立は浅いものの解体業のほか造成工事、電気工事等様々な工事に対応しており、工事实績が大変豊富です。解体業のほか造成工事、電気工事等様々な工事に対応しており、全て自社一括管理しているためスピーディーに作業することで丁寧かつ迅速な工事を常に提供しております。今回も多数の人員を用意し、8班に分かれて（1班につき人員10名）体制で安全丁寧確実に工事を執行いたしますとございます。

転用事業者は、この施工業者へ100件を超える工事依頼をしてきた実績があり、北は福島県、南は東海地方まで工事を依頼したと聞いております。

そのような実績を踏まえまして、工事を安全丁寧に行うことができると考えて、今回、このような工事を依頼している旨の説明を事業者から聞き取りしておりますので、お伝えさせていただきます。

資料の説明については以上になります。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等がありましたらお願いいたします。

はい、浅井委員どうぞ。

浅井委員 22番、浅井です。この案件で、そうするとこれは何が問題なんですか。

議 長 事務局，どうぞ。

事務局 今回は9件の転用申請がございました。過去に同じ事業者から転用申請がありまして、道路損傷や水道破損があったということで、安全に実施できるのかというところが疑問がありまして、今回は9件という複数案件でしたので、具体的にどこの会社がどのような工程で安全にできるのかというところをお示しいただきたいという観点で工程表を提出をお願いしている次第でございます。

以上です。

議 長 はい、浅井委員，どうぞ。

浅井委員 この工程表を見ると、3月25日から4月15日で大体完了するわけですが、完了しなかった場合は何かあるのですか。例えば、これ1か月も2か月も3か月も遅れてることになれば、この業者は優良会社で問題ないと言っていますが、実際に遅れた場合の何か罰則とか賠償とかそういうものがあるのでしょうか。

事務局 ただいまの御質問についてお答えいたします。こちらの工程表は、現在事業者が施工を依頼している会社に打診して出された工程であり、若干の前後はあると聞いてはおります。ただ、転用事業者は、今後も継続して転用事業を予定しております。事業者としましては、4月の申請時期までに間に合うような工程で事業を計画しておりまして、例えば工事が終わらずに5月にまたいでしまったということであれば、何かこちらからの罰則とかそういったものは一切ないのですが、当然、事業が遅れた分、次の申請には、まだ工事が終わっていないので、次の申請がひと月ずれるとかというのはあるかとは思いますが、特別、こちらで罰則とかというものはございません。

議 長 よろしいですか。

浅井委員 分かりました。

議 長 事務局から補足説明があります。

事務局 すみません、補足で説明をさせていただきます。

この資料につきましては、以前、一度に同じ会社が申請を多く出してきた。前は5件だったのですが、そのときに道路を破損したりとかいろいろ事故があったということで、要するに工事をやるのは事業者じゃなくて下請け会社がやったということですから、今回も同じ事業者から申請が出てきたので、どういった下請け事業者がちゃんと工程どおりやるのかどうかというのを確認させていただくのに出させていただきました。

先ほどの説明にあったように、この事業者は水戸市内でも100件以上事業を予定しているところがありますよということですから、今回は9件ですが、今後もしもどういふふうに出てくるか分かりません。そういったことで今回は工程表を出していただいて、次の4月の申請に間に合うような工程で作ってきたというだけのことです。

私から申し上げたいのは、この会社自体に本当にこれからどういう計画をやっていくのかどうかというのを一度ここに来ていただいて総会で説明をしていただいて、皆さんにこういう事業内容だとか質問とかして、安全な会社かどうかというのを確認していただいたほうがよいのかなと思っております。

であれば、今回は無理ですが、次の総会あたりに来て総会終了後なり何なり時間を取っていただいて、事業者の説明をしていただくような方向で進めさせていただければと思うのですが、一応どうでしょうかということで、議長、よろしく申し上げます。

議長 ただいま事務局から、優先項目というのでしょうか、今後も水戸市内で農地を対象とした太陽光発電設備がこれからも申請されていくという背景がありますので、次の総会に呼んで、実際当事者を呼んで、そこで皆様からもし質問事項があれば質疑応答という形をとって、異例と言えは異例なのですが、今回9件が出たところで、これからもこういう可能性がある中で、これからは事業者の責任ある方のお話を聞きながら、我々に納得のある説明をしてもらってから今後の判断材料としたいということなのです。そういう形をとるのが、私はいいいんじゃないかと思うのです。そうじゃないにしてもですね。

それで、改めてこの第5項については、関係委員の安藏委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 調査検討をした結果、法令に照らし許可相当と思われれます。よろしく申し上げます。

議長 今回は、担当委員から許可相当というご意見であります。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

はい、浅井委員，どうぞ。

浅井委員 22番，浅井です。会長，次回の総会に呼んで聞くのですか。

議 長 これから要請します。

浅井委員 必要ありません。事務局で確認してもらえばいいと思うのですが。

議 長 そうですか。

はい，安藏委員，どうぞ。

安藏委員 5番，安藏です。申請を一度にたくさん出されて，事務局で事務処理は手薄にならないでしょうかというのをちょっと心配しています。自分も一挙に3件やってきたんですが，なかなか調査は，周りの人の意見とかそういうのを聞いたりしまして相当手間がかかるんですよ。できれば1か月に1件くらいにしてほしいのです。今後一挙に，例えば大げさに言ったら50件も100件も出てきてしまった場合，事務局で対応ができるだろうかというのを心配しています。

議 長 事務局どうですか，100件は極論かもしれませんが，その辺のところはどういう考えですか。

事務局 今のところ，事業者から聞いていますのは，多くてひと月十数件程度だということなので，一度でまとめて50件とかという話は聞いてはいません。今回の9件の申請はございましたが，実際は11件ほど申請をしたかったという背景がございます。申請受付前に一度事業者の方が場所を示した位置図ですとかを持って，事前に事務局に相談をしていただいております。そういったことがありましたので，事前に担当地区の委員さん方に情報提供を早期にしまして，時間的には少し余裕を持って調査に入れたのかなとは思っております。

事業者には，十数件もの申請が続くようでしたらば，前もって事前相談を促すようなことをお願いするなど協議しながら，相手方の件数を縛ることはできませんので，何かこちらとしてもできるところとお願いしたいところを併せ持って，確実に審議ができるように事務処理はしていきたいと考えております。

以上です。

議 長 はい、安藏委員，どうぞ。いいですか。

安藏委員 今回の説明で異議ありません。

議 長 多分，安藏委員が言いたかったのは，担当地区の負担についてですね，そこで今回安藏委員が持ったのは3件ですね，それだと持ちすぎで大変です。そういった意味を含めて，今の話の中だと，11件出したかったが，本日の申請は9件に絞ったという背景もありますので，やはりこちらの事務処理，それから農業委員さんの労力も考えた上で，それは事務局で直接事業者に申し込むよりも，この場所に呼んで，農業委員会というのはどういうものかということも事業者に分かってもらわないといけないと思います。今回の件は聞くとところによりますと，賃貸じゃなくて売買ということは，土地を提供する農家側とそれから事業者側があって成立してこういうことになったと思うのです。ですので，やはりこれからこの事業者がそういった多くの申請をする意向を持っているとするならば，私は来月はやはり当事者を呼んで，実際は1度に何件も申請を出されては困るよと伝えるべきだと思います。分散して調査するわけにもいかないので，そういった農業委員会の意向も直接伝えたほうが私はいいのではないかなという意見でもあります。事務局の意見と同じなんですよ。

浅井委員 分かりました。

議 長 それでは，この件については異議なしということで，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番，安藏です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。この場所は周りに非常にきれいな畑になっていまして、そこ以外は草だらけというか、要するに非農地みたいなところが多いのです。一番いい農地に太陽光発電設備を設置というので話題になったのですが、希望としましては、非農地になっているようなところを太陽光発電設備にさせていただきたいと。そういうことも来月あたりに事業者が来てくれるのであれば要望したいと思います。

改めて、許可相当と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員からもろもろありますが、許可相当というご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま

す。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議よろしく願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、雑種地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番，吉澤です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

市村委員 4番，市村です。

この案件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますの
で，ご審議のほどよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしま
す。

次に，第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共
投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思
料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番, 市村です。

この案件につきまして調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから, 農地区分は第2種農地と思料されます。なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番, 飛田です。

この案件につきまして調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, 皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は, 公共

投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきまして調査検討をしたところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 15番，外岡です。

この件につきましては，前もって事務局より参考資料として図面あるいはまた業者等の申請等，そういったものを預かっておりました。それらを調査検討を重ねた結果，法令に照らし許可相当であると思われましたので，皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま

す。

次に、第20項を上程いたします。

事務局から説明いたさせます。

事務局 第20項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

今まで話の出た業者が9件も案件を出しておりますので、慎重に調査をいたしました。それで、こちらから8項目の要望をお願いしたところ、十分に理解しておりますと納得してくれましたので、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われま

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま

くお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明させます。

事務局 それでは、皆様、資料別紙1をご覧くださいと思います。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項、大塚町の畑576平方メートルの土地につきまして、土地現況証明願があり、農業委員3名で現地調査をした結果、転用目的のとおりであることを確認できましたので、証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしということでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 お手元の資料、別紙2をご覧ください。

議案第5号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明をいたします。

農地の非農地判断につきましては、今年2月の荒廃農地パトロール・現況調査におきまして、森林の様相を呈しており、農地に復元するには困難である。また、周辺の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが困難であると地区の担当農業委員、推進委員が判断された土地でございます。

今回、これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく非農地にすることについて

て承認を求めるものでございます。

今回ご審議いただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書を、また法務局等の関係機関に対して非農地通知書一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、該当する筆の関係委員からの意見を聞いて判断をしたいと思えます。

関委員 17番、関です。

1番から2枚目の30番までなのですが、この土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しておりまして、農地には復元が困難であるため、非農地と思われまますので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 それでは、関委員から、非農地が妥当というご意見でございますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、非農地ということに決定いたします。

次の議案上程前に、農地貸借の制度変更がありますので、事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 それでは、農政課の木村より、農地貸借の制度変更についてご説明させていただきます。

A4 1枚の「農地貸借の制度変更について」と記載された資料をご覧ください。

まず、概要についてご説明いたします。

今年度、農地中間管理事業の推進に関する法律が改正されたことにより、農地中間管理機構による一括方式の貸借の手続が変わることとなりました。

大きな変更点としましては、これまで一括方式の貸借は、まず県の同意があり、その後、農業委員会の承認を経て公告・成立という流れになっておりましたが、今後は、初めに農業委員会での意見聴取をいただき、県の認可を経て公告・成立という流れに変更されます。

変更は、貸借始期が令和6年5月1日の貸借から適用されることとなります。

この詳細でございますが、議案の内容変更や議案の追加が発生しますので、資料に

沿って詳細をご説明いたします。

まず、これまでの農地貸借の議案として上程していたものは、資料のナンバー1の農用地利用集積計画とナンバー2の農用地利用集積等促進計画（再転貸）の2議案です。整理のため内容をご説明いたします。

初めに、ナンバー1の農用地利用集積計画についてですが、貸借内容としては、利用権設定による貸借と中間管理機構による貸借の一括方式の2種類でございます。手続の流れとしては、利用権設定は農業委員会の承認を経て公告、中間管理機構による貸借は県の同意後、農業委員会の承認を経て公告という流れです。

次に、ナンバー2の農用地利用集積等促進計画（再転貸）についてですが、貸借内容としては、中間管理機構による貸借の再転貸になります。手続の流れとしては、農業委員会の意見聴取後、県の認可を経て公告という流れになります。

以上のナンバー1と2がこれまでの議案として上程してきた貸借です。

続いて、農地貸借の制度変更によって生じる議案の内容変更や議案の追加についてご説明いたします。

資料の中で、グレーの網かけと矢印で図示した箇所が変更箇所になります。

まず、制度終了となるのがナンバー1の農用地利用集積計画のうち貸借内容が中間管理機構による貸借の一括方式になります。貸借の始期が令和6年4月1日の分をもって制度終了となります。

そして、新たに制度開始となるのがナンバー3の農用地利用集積等促進計画（一括方式）となります。貸借内容は、終了する制度と同様、中間管理機構による貸借の一括方式となります。

一方、手続の流れは変更となり、農業委員会の意見聴取後、県の認可を経て公告という流れに変更となります。こちらは、貸借始期が令和6年5月1日の分から適用開始となります。

以上が農地貸借の制度変更になります。

続いて、農業委員会総会への上程スケジュールについてご説明いたします。

資料の表の右側の「農業委員会総会への上程スケジュール」と記載された列をご覧ください。

令和6年2月までは、ナンバー1とナンバー2を上程してきました。今回、令和6年3月は、ナンバー1とナンバー2に加えナンバー3を上程します。

なお、貸借の始期と手続の流れの関係から、制度終了となるナンバー1の農用地利用集積計画の中の間管理機構による貸借の「最終」と制度が開始となるナンバー3の貸借の「初回」が今回の3月総会は重なる形となります。次回、令和6年4月以降に上程するものは、ナンバー1の農用地利用集積計画の中の利用権設定貸借とナンバー2、ナンバー3となります。

制度説明の変更は以上ですが、ここで新たに追加されるナンバー3の農用地利用集積等促進計画（一括方式）について、資料の見方についてご説明いたします。

お手元の資料別紙5をご覧ください。

議案の上程の前に、こちらの議案第8号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の資料の見方についてご説明をいたします。

まず、資料表紙の集計表ですが、これまでと同様、貸借期間別の貸借面積を記載しております。

なお、これまでは貸借の再設定面積を記載しておりましたが、事務の都合上、記載は省略させていただきます。他の議案も同様に省略させていただきます。

続いて、資料の次のページ以降は、個別の貸借内容を記載した資料になります。例として、1ページをご覧ください。

初めに、資料上部の3段書きの箇所ですが、上段の横須賀敦彦様と記載された箇所は、貸借する農地の所有者の欄になります。中央は、中間管理機構となる茨城県農林振興公社の欄、下段の横須賀尋史様と記載された箇所は、貸借する農地の耕作者の欄になります。そして、3段書きの下には、貸借する農地の地番、面積、貸借期間等が記載されます。

以上が資料の見方になります。

農地貸借の制度変更について、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、議案第6号 農地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程します。

この中に2名の委員に関係する案件がございます。まず、初めに、雨谷克己委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

（雨谷克己委員一時退席）

議 長 事業担当課から先行して説明をいたさせます。

事業担当課 雨谷克己委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

お手元の資料別紙3をご覧ください。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の8ページ、59番の1筆でございます。こちらは田で、設定面積1,665平米、設定期間は10年間、設定者1名、取得者1名でございます。利用権設定日は令和6年4月1日を予定しております。

なお、こちらの筆については、農地中間管理事業を活用した貸し借りであるため、借り手は茨城県農林振興公社となっております。

また、転貸先情報につきましては、40ページ以降に記載がございますので、各自でご確認をお願いいたします。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、雨谷克己委員に着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

議 長 次に、安藏委員に係る案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(安藏久男委員一時退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をいたさせます。

事業担当課 安藏委員に係る利用権設定農用地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画一覧の13ページ、104番、14ページ、105から108番の5筆でございます。こちらは全て田で、設定面積7,765平米、設定期間は10年間、設定者1名、取得者1名でございます。利用権設定日は令和6年4月1日を予定しております。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、安藏委員に着席を求めます。

(安藏久男委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

それでは、令和6年農用地利用集積計画書(案)の表紙の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただいた面積を除きますと、田が37万9,924平米、畑が11万5,010平米、設定者134名、取得者74名、利用権設定日は令和6年3月19日または令和6年4月1日を予定しております。

以上につきましては、農業経営基盤強化促進法に定める各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農地利用集積等促進計画(再転貸)案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙4をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画の集計表について、内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積2万1,809平米、畑が設定面積2,484平米、設定者2名、取得者9名でございます。設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和6年5月1日に予定されております。また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認をお願いいたします。

以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第8号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程いたします。

この中に、雨谷克己委員に係る案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

（雨谷克己委員一時退席）

議 長 事業担当課から先行して説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙5をご覧ください。

それでは、議案第8号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について、ご説明いたします。

雨谷克己委員に係る貸借農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、促進計画（一括方式）の9ページの1筆でございます。

こちらは田で、設定面積1,007平米、設定期間は9年間、設定者1名、取得者1名で
ございます。貸借設定日は令和6年5月1日を予定しております。

以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件
を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお
願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定
いたします。

それでは、雨谷克己委員に着席を求めます。

(雨谷克己委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をいたさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました貸借設定面積を除いた部分につきまして説明
いたします。

令和6年農用地利用集積等促進計画(一括方式)の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認をお
願いいたします。

今回の設定面積の合計につきましては、先ほどご承認いただきました面積を除きま
すと、田が設定面積4万3,907平米、畑が設定面積4,209平米、設定者20名、取得者15
名でございます。賃借権等の設定日は、令和6年5月1日に予定されております。ま
た、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載してお
りますので、各自でご確認をお願いいたします。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を
満たしていると考えます。

議案第8号につきまして、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお
願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当課は退席いたします。

(事業担当課退席)

議 長 続いて、議案第9号 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてを上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 農地の賃借料情報の提供に対する承認についてでございますが、資料は別紙6をご覧ください。

農地の賃借料情報につきましては、地域における賃借料の目安となるよう、農業委員会が農地法第52条の規定により情報の提供等を行うこととなっております。

このようなことから、令和5年1月から令和5年12月までに農地法及び利用権により締結された農地の賃貸借の状況を表のとおりまとめましたので、ご説明いたします。

地域名は、旧水戸、旧常澄、旧内原の3つの地域に分類し、金額の表示項目も昨年までと同様で、平均額、最高額、最低額でございます。物納の場合には、60キロ玄米を1万4,000円にて換算しております。金額につきましては、表のとおりとなっております。単位は10アール当たりの年額でございます。また、賃借料の集計されない、いわゆる使用貸借(無償)のデータ件数は、備考欄に記載のとおりとなっております。

なお、参考としまして、下段に農地法第52条を抜粋してございます。

総会でご承認いただいた後、農業委員会だよりや市のホームページ等で周知してまいります。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

はい、外岡委員、どうぞ。

外岡委員 15番、外岡です。市の平均というところで1万2,500円と提示されておりますが、昨年はたしか1万1,000円ぐらいだったかと思うのです。仮に昨年から見ると、その辺はかなり平均で高くなっているという感じもしますので、その辺の算出方法はこういったものを基準で算出されて、こういった金額になるのかということをお聞きで

できればと思います。

議 長 事務局，どうぞ。

事務局 ただいまのご質問につきましては，農地の賃貸借の情報を基に算出しております。物納の金額につきましては，農水省発表の「米穀の取引に関する報告」をまとめた米の相対取引価格・数量を参考として用いております。説明は以上でございます。

議 長 外岡委員，ただいまの説明でよろしいですか。

外岡委員 先ほども玄米で60キロで1万4,000円という値段で，我々が売買しているのと，あるいはまた業者筋では7,000円で売買に平均でなっているのかなということから考えて，そういったものが基準になるのであれば，ちょっと高いのかなというような感じがしたので聞きました。

雨貝委員 16番，雨貝です。補足いいですか。

今現在，業者間で動いているコシヒカリが1万6,500円なんです。業者も一応その値段で引き取っているんで，これが米の値段の変動でここが大分変わってくるといふことでしょうか。この辺を入れちゃうとかなり動きが激しくなるんで，どうなんでしょうね。

議 長 事務局。

事務局 ただいまのところ，こちらで玄米60キロ当たり，1万4,000円で換算しているという話をさせていただきました。そのほかに，玄米60キロ当たり1万3,000円の場合，玄米60キロ当たり1万2,000円の場合を求めてあります。昨年は1万2,000円を用いております。今からお話させていただきたいのは，玄米60キロ当たり1万2,000円で計算した場合の平均額がどれぐらいになるのかというのをお伝えさせていただければと思っております。

まず，1万2,000円で計算した場合なんですが，旧水戸地区の平均額が9,400円，旧常澄地区が1万3,000円，旧内原地区が1万2,000円，市全体ですと1万1,700円というような形で，昨年の1万1,000円から比べますと，平均額のところでは700円ほど高くなっておりますが，ほぼほぼ昨年と同様な値になってくるのかなと思っております。以上です。

議 長 雨貝委員，今の説明でよろしいですか。

今回，玄米60キロで1万4,000円ですね。それで計算すると必然的にこうなってくるというこの表なのですね。

実際のところどうなんでしょうか，これ。変動はあると思うんですが，今の妥当な線ですかね，1俵玄米60キロ1万4,000円ということ。実際はもっと低い額なのでしょう。

雨貝委員 1年間でかなり変動があるので，今年はかなり変動があります。3,000円ぐらいの変動が今出ているので。

議 長 農業委員会だよりに掲載しますので，これはでも基準というのはいはりこれがある程度標準にはなりますよね。だから，あまり実勢価格とかけ離れたのを掲載するわけにいかないという気はするんですが，軍地委員，何かご意見ございますか。この金額について。

軍地委員 妥当だと思いますね。金額の上がり下がりが激しいので，上がったときでは設定できないですよ。

事務局 議長，よろしいですか。

議 長 事務局，どうぞ。

事務局 私の手元に一応，「JA水戸 協同の心3月号」があります。間もなく皆さんのお手元に届くかと思いますが，そちらに令和4年産と令和5年産の米の概算金の追加払いとか概算金の改定という表が今回も表示されております。

ちなみに，参考までに申し上げますと，令和4年産コシヒカリJA米で60キロ1万1,000円でした。今回，精算金が入って1万2,000円になると。令和5年産，概算金でいきますと60キロ1万2,700円です。

今回，先ほど雨貝委員がおっしゃったように，若干米の値段が上がったということで，概算金の追加払いということで，60キロ当たり500円の追加ということで，1万3,200円というようなことが情報として流れておりますので，参考までにお知らせさせていただきます。

議 長 今，事務局から，こういったお話がありましたが，その辺踏まえてどうです

か、表についてですね。

はい、雨谷委員，どうぞ。

雨谷委員 19番，雨谷です。現状の価格がどうのこうのとありましたが，私も農地バンクを利用しながら換金したことがあります。現物支給というのが，非常に面倒です。というのは，できれば区画量に対して決めるのには，あくまでも現状の価格じゃなくて，自分の原価ですよ。原価が幾らならできるか，幾ら払って合うか，合わないか，もらう方もそうだと思うのです。安定的に毎月1反歩なら1反歩幾らというのをもらえらというのを判断して，あまり自分の契約するときには，やはり自分の米の生産原価はどれくらいかかるのかというのから計算したほうが楽と思います。現状価格もそうですが，自分の生産原価というのが幾ら，1俵幾らかかっているのかというのを計算したら，そっちも考慮したら，五分五分ぐらいでやってるのがいいのではないかなと思っています。

私は，少し高くても現金がいいぐらいです。というのは，それだけ運ぶ手間が非常に大変です。この歳になると，30キロ1袋持って行くのは必ず若い人を連れて配達するような状況なので，配達の手薄なので，物置まで入れてこなきゃならないのが大変ですから。そういうのもありますのでね。

議 長 他にありますか。外岡委員，どうぞ。

外岡委員 今言ったようなこともございますので，決定するには時間があるかないか分かりませんが，ちょっと考えていただければと思っております。

議 長 それでは，ただいまの意見を考慮して，調整をして，というのは，これが来月の農業委員会だよりに載るのですが，発行はいつですか。

事務局 4月になります。

雨貝委員 16番，雨貝です。すみません，1つ提案していいですか。

これお金と例えば1俵とかそういう形で分けてもらえるといいのかなと思います。

議 長 これを細分化してですか。

雨貝委員 そうすると，こんなに変動はないと思います。

議 長 事務局，どうぞ。

事務局 雨貝委員のご質問，そういったご意見も十分承知しております。今までは，そういった物納の場合には，国からの事務処理要領にもありまして，金額に換算して集計してきたことがありまして，例年どおりの集計の方法としております。1つの考え方，ご意見として大変ありがたく頂戴したいと思います。

雨貝委員 どうしても農林省が出している数字と米データバンクとかそういうところを出している数字にずれがあるんですよね。農林省がデータを出すのはちょっと遅いんですよ。

議 長 今の皆様の意見を踏まえて，事務局，どうぞ。

事務局 今，お手元の資料は玄米60キロ 1万4,000円で計算したものになっております。改めて，玄米60キロ 1万2,000円で計算した数字を申し上げます。旧水戸地区で平均額が9,400円，旧常澄で1万3,000円，旧内原地区で1万2,000円，市全体の田んぼ1万1,700円を平均額としますと，令和4年度と比べまして遜色のない同水準というふうに思われます。

議 長 今，事務局から前年度にちなんで，今の金額が示されましたが，それに調整して決定するということがいかがですか。

（「よろしいです」の声あり）

議 長 いいですか，分かりました。

ほかにご意見なければ，今の示された金額に決定することで承認とします。

次に，報告事項について事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号，報告第2号，報告第3号にある農地法第3条の3，第4条，第5条の届出ともに，内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので，事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号につきましても資料のとおりでございます。

説明は以上でございます。

議 長 そのほかに何かございますか。

はい、事務局、どうぞ。

事務局 すみません。その他といたしまして、事務局から皆様にご説明したい案件がございますので、少しお時間をいただきます。

その他といたしまして、水戸市酒門町における農地違反転用事案がございますので、それについて説明をさせていただきます。

当該地は、国道6号の四中入口交差点から斜めに入って行って、約1.5キロほどの位置にある農用地区内の土地でございます。ただ、この場所につきましては、土地所有者が手続を経ずにフットサル場を整備し、自身が会長を務める会社にそれを管理させて、現在、フットサルの運営を行っているという状況でございます。

こちらの違反状態につきましては、まず、平成22年頃に土地改良区から相談があり、違反状態が判明して、農政課とか建築指導課といった関係部署とも連携して、農業委員会でも継続して指導を行ってまいりました。ただ、指導は続けてきたのですが、それが是正されず現在に至っているという状況でございます。

昨年10月に地元の住民から、フットサルの運営について、夜遅くまでやっていることでライトがまぶしいとか、あとは人の声だったりホイッスルがうるさいといったような苦情が寄せられたこともございまして、改めて指導を事務局で行ってきたところでございますが、いまだ是正されないという状況でございますので、今後の対応について農業委員会の皆様にお諮りをするものでございます。こちらの対応につき、皆様に決めていただければと思います。説明は以上でございます。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、酒門町の違反転用事案については、これまでも継続して指導をしてきたところではありますが、状況が是正されていないまま現在に至っているわけであります。

ここで、私からの提案がありますが、この案件については、調査会を設置して、複数の委員で意見聴取および現地確認を行い、その結果をもって農業委員会全体で対応をしていきたいと考えておりますが、このことについてご意見はございますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 それでは、今後につきましては、調査会を設けてこの案件に対処していきたいと思っております。

というのは、今までも、先ほどの説明のとおりずっと事務局では指導をしてきたわけですが、ずっと是正されないまま、最近になってマスコミにこれが飛び火しまして、これがさらにいろいろなところ知れちゃうと、やはりどういう指導をしている

かということが問われることとなりますので、実際、事務局指導だけじゃなくて、農業委員会全体としてやはり調査会を設けて、対応をしていきたいという考えであります。

それでは、この調査会を設けることに対しては異議ございませんね。

（「異議なし」の声あり）

議長 長 それでは、異議なしと認め調査会を設置することといたします。

調査会の委員の人選につきましては、事前に調整を行っておりますので、事務局から案を発表させようと思っておりますが、いかがですか。

（「はい、お願いします」の声あり）

議長 長 事務局案を発表させます。よろしいですか。それではお願いします。

事務局 それでは、調査会の設置につきまして、調査会を構成する委員の事務局案を発表させていただきます。

慣例に従いまして、会長代理をはじめとして5名の委員を選んでいきたいと思っております。まず、会長代理の大園金雄委員、次に、酒門地区の案件でございますので、東部地区対策班の班長であります軍地美代委員、東部地区対策副班長の飛田信広委員、そして地元担当委員でございます安剝弘委員。安委員につきましては、本日、所用により途中退席という形になっておりますが、本人には事前に承諾を得ておりますことを申し添えておきます。また、隣接からということで、市村正司委員。以上5名の委員に調査会のメンバーになっていただくことを提案させていただきます。

議長 長 ただいま事務局から5名の委員を発表させていただいたところですが、この5名を調査会の委員とすることでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、調査会の委員を決定いたします。

なお、調査会の委員は、推進協議会終了後に日程の調整等を行いますので、残っていただくようよろしくお願いいたします。

そのほか何かございますか。

（「ありません」の声あり）

議長 長 それでは、長時間にわたりまして慎重審議ありがとうございました。

これで総会を終了といたします。

閉会 午前11時05分